

和泉市都市公園条例の一部改正について（概要）

都市デザイン部都市整備室

1 主な改正の理由

黒鳥山公園の自動車駐車場の使用料について、他の市公共施設の駐車場使用料と整合を図るとともに、特別期間の使用状況を踏まえ、改定する必要がある。

2 主な改正の内容

- ・無料時間を1時間未満から2時間未満に改め、特別期間では1時間未満は無料とする。
- ・無料時間経過後の金額加算について、1時間までごと100円を30分までごと100円に改める。
- ・特別期間における無料時間経過後の加算額について、1時間までごと200円を30分までごと150円に改める。
- ・算定基準の午前5時を実情に合わせ午前6時に改める。

	現状		改正案
通常期間 (下記、特別期間以外)	最初の1時間 無料 以後、1時間ごとに100円	➡	最初の2時間 無料 以後、30分ごとに100円
特別期間 (3/20～5/19)	最初の1時間 無料 以後、1時間ごとに200円		最初の1時間 無料 以後、30分ごとに150円
※深夜料金 (通常・特別期間共通)	午後10時～午前5時は 1回1,000円		午後10時～午前6時は 1回1,000円

【根拠】

黒鳥山公園の自動車駐車場は、平成26年度に整備され、放置車両対策及び公園利用者以外の駐車防止のために有料とし、その収入は当該駐車場等の維持管理に充てている。スポーツ施設など、他の市公共施設の有料駐車場の使用料との整合を図る必要がある。

なお、障がい者割引については、8月に改正された「和泉市公の施設等駐車場使用料の適正化指針」に基づき、さらに1時間の無料時間を設定することを検討している。

当該設定は、和泉市都市公園条例施行規則の改正により、対応する予定。

3 施行期日 令和5年6月1日

4 経過措置

施行日前に有料公園施設の利用を開始し、施行日以後に利用を終了した場合の使用料の額は、改正後の和泉市都市公園条例の規定により、算定する。

黒鳥山公園駐車場の使用料金改定に係る資料

1. 現状の料金体系等について

通常期間（下記、特別期間以外）	最初の1時間 無料 以後、1時間ごとに100円
特別期間（3/20～5/19）	最初の1時間 無料 以後、1時間ごとに200円

※上限額なし、深夜料金は別途1回 1,000円

(1) 駐車場料金収入（H30、R1 平均）	3,557,400円/年
(2) 必要経費	3,734,619円/年
①管理委託料	2,521,200円/年
②リース料（H26.2～R3.3とR3.4に買取を10年で案分）	1,213,419円/年
最初の5年間（H27.2～R2.1）	2,152,656円/年
6年目以降（R2.2～R3.3）	548,064円/年
R3.4 機器買取費用	731,500円

2. 料金改定（案）について

通常期間（下記、特別期間以外）	最初の2時間 無料 以後、30分ごとに100円
特別期間（3/20～5/19）	最初の1時間 無料 以後、30分ごとに150円

※上限額なし、深夜料金は別途1回 1,000円

想定収入額 4,150,800円/年

3. 駐車場概要

駐車台数	普通車	マイクロバス
一般駐車場	67（うち身障者用2台）	4
臨時駐車場	約280	

4. 改正理由

黒鳥山公園の自動車駐車場の使用料について、他の市公共施設の駐車場使用料と整合を図るとともに、特別期間の使用状況を踏まえ、改定する必要がある。

●他施設との整合性を図る理由

- ・本公園駐車場の有料化を決定した平成 26 年 3 月時点では、市内公共施設の有料駐車場はシティプラザとフューラルのみであり、共に鉄道駅近くのものであったため、公園駐車場の料金設定をする際には府営公園や堺市及び岸和田市など近隣市の公園駐車場料金を参考に 1 時間の無料時間帯等を設定した。その後、平成 27 年度以降に北部リージョンセンターや総合スポーツセンター、市民体育館などの市内施設駐車場を有料化し、並行して平成 28 年 1 月に「和泉市公の施設等駐車場使用料の適正化指針」が定められ、一定の料金目安等を定めたことにより、和泉府中駅前のフューラルと総合医療センターを除くすべての公共施設駐車場が利用開始から 2 時間無料、その後 30 分毎に 100 円の料金設定となっていた。このことから、現状では市内公共施設で比較した場合に本公園駐車場のみが無料時間帯が 1 時間短い運用となっており、今回それらの整合性を図るもの。

●夜間料金 1,000 円の理由

- ・夜間は騒音やたむろ防止のため、駐車場の抑止効果を狙って料金設定を行っている。
- ・現状として、夜間の騒音やたむろ等の問題がなく、一定の抑止力として効果があるものと判断している。

●特別期間の料金見直しの理由

- ・特別期間（特に桜の時期）には、現状においても来園される自動車で非常に混み合っており、満車により駐車場を利用できない自動車も多い実態に鑑み、少しでも多くの方に利用してもらえるよう通常期間に比べ、無料時間帯を 1 時間短く、また時間単価を通常期間の 1.5 倍の設定に見直した。また、このことにより駐車場機器経費の採算性が確保されると見込まれ、今後の健全な駐車場管理に資するもの。

議案第 号

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

黒鳥山公園の自動車駐車場の使用料について、他の市公共施設の駐車場使用料と整合を図るとともに、特別期間の使用状況を踏まえ、改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

和泉市都市公園条例（昭和60年和泉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新					旧				
別表第4（第12条関係）					別表第4（第12条関係）				
公園名	有料公園施設	区分	単位	金額	公園名	有料公園施設	区分	単位	金額
黒鳥山公園	自動車駐車場	午前6時から	2時間未満(特別期間にあつては、1時間未満)	無料	黒鳥山公園	自動車駐車場	午前5時から	1時間未満	無料
		午後10時まで	以後30分までごとに	100円(特別期間にあつては、150円)			午後10時まで	以後1時間までごとに	100円(特別期間にあつては、200円)
		午後10時から翌日の午前6時まで	1回	1,000円			午後10時から翌日の午前5時まで	1回	1,000円
備考					備考				
1 略					1 略				
2 午後10時から翌日の午前6時までの区分を超えて引き続き駐車する場合					2 午後10時から翌日の午前5時までの区分を超えて引き続き駐車する場合				

新	旧
における午前6時以降の金額は、この表の規定にかかわらず、 <u>30分</u> までごとに100円（特別期間にあつては、 <u>150円</u> ）とする。	における午前5時から1時間未満の金額は、この表の規定にかかわらず、100円（特別期間にあつては、 <u>200円</u> ）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に有料公園施設の利用を開始し、この条例の施行の日以後に利用を終了した場合における使用料の額は、この条例による改正後の和泉市都市公園条例の規定により、算定する。